

# 参 考 资 料

## 目 次

1 . わが国税制の現状と課題（平成 12 年 7 月）（抄） .....	1
2 . O E C D 諸国のガソリン 1 l 当たりの価格と税（2001 年第 1 四半期） .....	6
3 . 欧州諸国におけるガソリンに係る個別間接税の税率の推移（指数：1980 年 = 100） .....	7
4 . エネルギー関係諸税等の概要 .....	8
5 . 法人税の特別措置（環境に関連する主なもの） .....	10

# わが国税制の現状と課題

## - 21世紀に向けた国民の参加と選択 - (抄)

### (税制調査会、平成12年7月)

#### 第二 個別税目の現状と課題

##### 六 その他の諸課題

##### 3. 環境問題への対応

##### (1) 基本的考え方

平成9年のいわゆる「京都会議」等を契機として、地球温暖化問題をはじめとした環境問題への関心が年々高まっています。当調査会においても、環境問題に対する総合的な取組みの一環として、税制面での対応について、今後の税制のあり方を検討していく中で、幅広い観点から検討を行っていく必要があるとしてきたところです。

環境問題への税制面での対応を検討する場合、まず、環境政策の基本的な考え方を踏まえなければなりません。

個人の消費活動や企業の生産活動は、CO<sub>2</sub>排出など様々な面で環境に対して好ましくない影響を及ぼしています。環境政策においては、そのために生じる社会的費用を製品やサービス等の価格に反映させる(いわゆる「外部不経済の内部化」)必要があります。そのために環境負荷の原因者に対して負担を求めるべきという原則(P P P = Polluter Pays Principle、いわゆる「汚染者負担原則」)があります。今後税制面での対応を検討する場合においても、この原則が基本とされなければなりません。

さらに、検討に当たっては、わが国の経済活動に対する影響や諸外国における環境関連税制の動向についても十分留意しなければなりませんし、産業の国際競争力の維持といった観点から議論があることにも留意しなければなりません。一方で、環境問題への対応についてもわが国の国際社会における地位にふさわしいリーダーシップを発揮することが必要との指摘もあります。

(注) P P Pは、1960年代の先進各国における環境汚染の深刻化に対し、広く各国の協力により解決を図るための国際的なルールとして、O E C Dが1972年に提唱したものであり、様々な国際会議を経て国際的に広く確立したものとなっています。

## (2) 環境施策の諸類型と税制

環境問題には、地球温暖化問題をはじめ、大気汚染、廃棄物問題などの身近な環境問題など様々なものがあります。これらの問題に対する対策の手法としては、各種の規制的手法や自主的取組み、経済的手法がありますが、それぞれの環境問題の性格に応じて、各種手法の特徴を踏まえた適切な組み合わせを考えていくことが必要です。

公害対策など従来の環境施策においては、汚染物質の排出基準を設け、その違反に対し罰則を課すといった方法を典型とする規制的手法が中心でした。しかしながら、規制的手法には、排出源が多数存在している場合には、その基準設定や網羅的な監視等に多大のコストがかかる、規制値を超える排出削減に対するインセンティブが働かない、汚染者がその個別事情により行動を選択する余地のない一律規制は非効率が生じやすい、といった点で限界があると指摘されています。

企業による自主的取組みは、これまで環境保全に大変重要な役割を果たしてきており、今後も環境対策の柱の1つとなることが期待されます。しかし、社会的に望ましい水準までの対策が採られるとは限らない上、対策を講じる企業が経済的に不利になるおそれがあるといった点で、限界があります。

こうしたことから、例えばCO<sub>2</sub>排出削減対策や自動車排ガス対策などのように、排出源が多数存在しており、排出削減に向けた継続的なインセンティブが必要な問題に対応するためには、従来の手法に加え、市場メカニズムを通じて外部費用の内部化を図る経済的手法が有効と考えられます。経済的手法については、一般に、「税・課徴金」、「助成措置」、「排出権取引」、「デポジット制」に区分できます。

「税・課徴金」は、汚染行為に対し金銭的負担を求めるものであり、P P Pの趣旨に適合しているとともに、市場メカニズムを通じて各主体がそれぞれに最も効率的な対策を選択するため、多数の排出源があっても社会全体として最も少ないコ

ストで済むという長所があります。また、汚染削減に向けた継続的なインセンティブがあり、技術開発にも長期的にプラスの影響を与えるといった特徴もあります。

税制面での対応を検討する場合、経済的手法のなじむ分野（例えば、排出源が多く、排出削減に向けた継続的なインセンティブが必要な分野）において、上記のような「税・課徴金」の長所・特徴が適切に発揮されるような仕組みを検討しなければなりません。

これに対し、「助成措置」は、汚染削減行為に対し補助金、低利融資、税制上の軽減措置等を講じるものです。これらについては、PPPに反する可能性があり、汚染の原因者に対し公的資金により助成することの社会的不公正を生じ、市場参加者の増加によりかえって環境負荷が増大するおそれがあります。さらに、特定の産業の保護につながりやすく国内外における公正な取引・投資を歪めるおそれがあることから、真に必要な措置と言えるかどうかについて十分に検討を行うことが必要となります。

OECDその他における議論では、「助成措置」はあくまでもPPPの例外として位置付けられています。環境関連の研究・技術開発のようにその成果が幅広く及び得るような施策、規制措置に対する激変緩和措置など経過的に必要となる施策等を中心に考えていくことが適当とされています。また、これらの助成措置のうち、税制上の軽減措置は租税特別措置として特定の政策目的を実現するための政策手段の一つと位置付けられるものですが、公平・中立等の税制の基本理念の例外措置として講じられるものであり、常に政策目的・効果を厳しく吟味する必要があることに留意しなければなりません。

「排出権取引」は、排出許可量（権利）を個々の経済主体に割り当て、市場での取引を可能とするものです。排出総量自体のコントロールが可能であり、広範な経済主体ごとの裁量の余地が大きい一方、初期割当て配分の決定に困難があり、税・課徴金より市場創設・監視体制にコストがかかるといった問題があります。

「デポジット制」は、製品の本来価格に預り金を上乗せし、使用後製品の返却の際に預り金を返却するもので、専ら廃棄物のリサイクルに対するインセンティブを付与する経済的手法です。

( 3 ) 地球温暖化問題とCO<sub>2</sub>の削減(略)

( 4 ) 諸外国の動向(略)

( 5 ) 今後の検討の方向

( 中 略 )

わが国における税制面での対応についても、地球温暖化問題や大気汚染などの身近な環境問題への対応も含めて、今後様々な環境問題に対する取組みが進められる中で、幅広い観点から検討を進めなければなりません。

この場合、公的サービスの財源調達という租税の基本的な機能からすれば、特定の政策分野に税制を活用することについては慎重に検討すべきという意見もあり、このようなことから、まず環境施策全体の中での税制の位置付けが明確にされる必要があります。地球温暖化問題を例にとると、今後締約国間の合意が成立して京都議定書に基づくわが国の義務内容が最終的に確定すれば、これを踏まえわが国における地球温暖化対策全体について具体的内容が検討されることとなります。これらの検討の中で、規制的手法、自主的取組み、税制以外の経済的手法の活用に加えて、税制の活用の必要性について十分な議論が求められます。また、近年の環境ビジネスの進展を踏まえれば、税制面での対応の前に、環境に関する公共サービスの民営化など民間活力の積極的活用を検討すべきとの意見もありました。

税制面での対応の検討に際しては、次のような点を踏まえることが必要です。

まず、税制面での対応は先に述べたとおり排出源が多い分野における環境負荷の軽減になじむものであり、PPPの考え方を踏まえれば、環境負荷の原因者を広く対象とすることを基本に検討する必要があります。

また、既存のエネルギー関係諸税については、課税目的は異なるものの、消費量に応じて負担を求めるものであることから、結果としてCO<sub>2</sub>排出抑制と整合的になっています。地球温暖化対策として化石燃料への課税について検討する場合、こうした既存税制との関係についてどう考えるかという議論があります。

さらに、環境負荷の原因者に追加的負担を求めることによって生じる税収の使途を地球温暖化対策などのための目的税ないし特定財源等として活用することについては、税の基本的な考え方からすれば好ましくないと考えられます。この点に関しては、単に環境負荷の軽減のための経済的手段というだけでなく、併せて環境施策のための財源調達手段という位置付けでも税制の活用を検討すべきではないかとの意見がありました。また、地域の環境保全における地方公共団体の役割や、その実施する施策のために多大な経費を要していることに留意すべきであるとの意見もありました。

なお、環境問題に対応して新たな仕組みを検討する場合、その課税主体については、税制によって対応を図ろうとする環境問題の性格を踏まえて検討する必要があります。例えば、地球温暖化対策として化石燃料に対する課税について検討する場合には、地球温暖化問題は複数の国の領域をまたがって原因と影響が関連する地球的規模の環境問題であることを踏まえて、全国的視点から制度を構築することが適当です。また、廃棄物や下水の処理といった住民に身近で、地域の実情を踏まえた対応が求められる環境問題については、地方独自の対応になじみ得るものと考えられます。

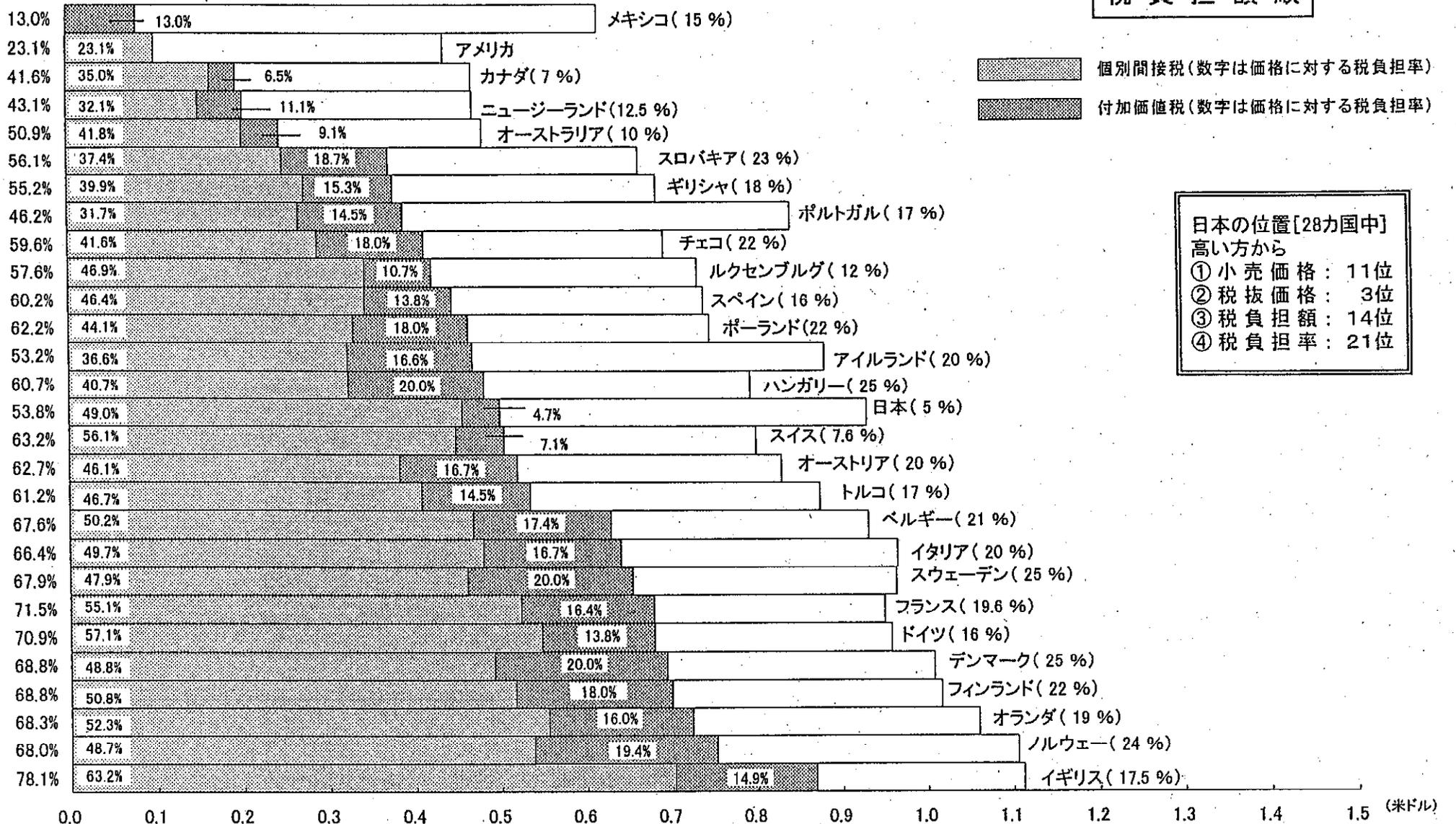
(中 略)

いずれにせよ、環境問題に対する税制面での対応を検討する際には、国民に広く負担を求めることになる問題だけに、国民の理解と協力が得られることが不可欠です。当調査会としては、国・地方の環境施策全体の中での税制の具体的な位置付けを踏まえながら、国内外における議論の進展を注視しつつ、PPPの原則に立って、引き続き幅広い観点から検討を行っていきたいと考えます。

# OECD諸国のガソリン1ℓ当たりの価格と税(2001年第1四半期)

(税負担率)

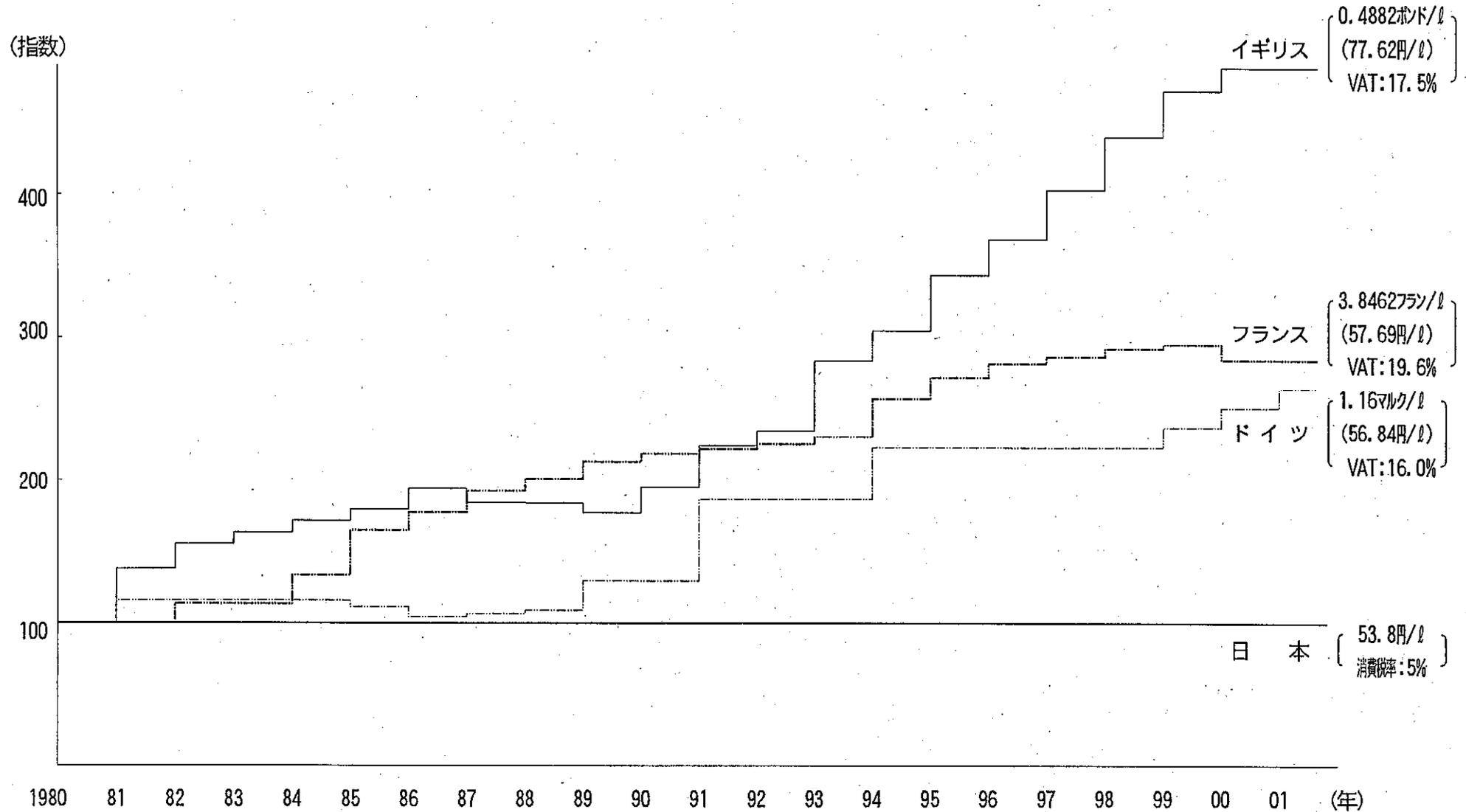
## 税負担額順



日本の位置[28カ国中]  
 高い方から  
 ① 小売価格 : 11位  
 ② 税抜価格 : 3位  
 ③ 税負担額 : 14位  
 ④ 税負担率 : 21位

出典: IEA「エネルギー価格と税(2001年第2四半期)」。上記の内、トルコは、2000年第4四半期のデータである。  
 (注) 1. わが国の消費税は、付加価値税に区分している。なお、アメリカの小売売上税は上記のグラフ上区分表示されていない。  
 また、( )書きは、各国のガソリンに対する付加価値税率である。  
 2. わが国の個別間接税は、揮発油税及び地方道路税である。なお、石油税を加えた場合の税負担率は55.6%となる。

欧州諸国におけるガソリンに係る個別間接税の税率の推移（指数：1980年＝100）



- (注) 1. 税率は各年末値による。ただし、2001年については1月末現在の税率。  
 2. 英では87年、独では86年以後、有鉛・無鉛の税率が区分されているが、ここでは無鉛ガソリンの税率をとっている。  
 また、仏はレギュラーガソリンの税率をとっているが、これは2000年に無鉛スーパーガソリンの税率に統合された。  
 3. 換算レート：イギリス1ポンド＝159円、ドイツ1マルク＝49円、フランス1フラン＝15円。

エネルギー関係諸税等の概要

国 税

税 目	課税対象	税 率	税 収 (13年度予算額)
石 油 税	原油、輸入石油製品、ガス状炭化水素	原油、輸入石油製品 1キロリットルにつき 2,040円 輸入LPG 1トンにつき 670円 国産天然ガス、輸入LNG 1トンにつき 720円	億 円 4,880
揮 発 油 税	揮 発 油	1キロリットルにつき 48,600円	28,365
地方道路税	揮 発 油	1キロリットルにつき 5,200円	3,035
石油ガス税	自動車用石油ガス	1キログラムにつき 17円50銭	280
航空機燃料税	航空機燃料	1キロリットルにつき 26,000円	1,064
電源開発促進税	一般電気事業者の販売電気	千キロワット時につき 445円	3,799
自動車重量税	車検を受ける自動車等	(例) ○乗用車 自重 0.5トンごとに (自家用) 6,300円(年) (営業用) 2,800円(年) ○トラック 2.5トン超総重量1トンごとに 6,300円(年) 2,800円(年) 2.5トン以下総重量1トンごとに 4,400円(年) 2,800円(年) ○バス 総重量1トンごとに 6,300円(年) 2,800円(年) ○軽自動車(検査対象) 1両につき 4,400円(年) 2,800円(年)	11,253

地方税

税 目	課税対象	税 率	平成13年度 収入見込額
軽油引取税	軽油の引取り	1キロリットルにつき	32,100円 億円 12,472
自動車税	乗用車、トラック、 バス等 〔軽自動車等及び 大型特殊自動車 を除く。〕	(例) 乗用車(1000cc超1500cc以下) トラック バス 一般乗合用のもの " " 以外のもの " " 49,000円	(自家用) (営業用) 34,500円 8,500円 25,500円 18,500円 - 14,500円 - 38,000円 - 17,889
軽自動車税	軽自動車、二輪の 小型自動車、原付 自転車等	(例) 原動機付自転車(50cc以下のもの)  軽乗用車 軽トラック	1,000円  (自家用) (営業用) 7,200円 5,500円 4,000円 3,000円 1,320

## 法人税の特例措置（環境に関連する主なもの）

項 目	制 度 の 概 要
エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（エネ革税制）	エネルギー需給構造改革推進設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、基準取得価額の30%の特別償却と7%の税額控除（法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しを認める。）とのいずれかの選択適用を認める。ただし、中小企業者等以外の法人については特別償却のみを認める。
公害防止用設備の特別償却	公害の防止に資する機械その他の減価償却資産の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額（大企業の場合には、取得価額の75%相当額）の16%の特別償却を認める。
再商品化設備等の特別償却	再商品化設備等の取得等をして事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の25%又は14%の特別償却を認める。

（注）所得税においても、上記と同様の措置がある。